

- 住所 埼玉県春日部市下埜田197番地1
石若柱 昭和58年3月28日生
- 住所 石愛麗 平成20年1月6日生
- 住所 東京都昭島市中神町1282番地
劉立軍 昭和50年10月9日生
- 住所 劉美奈 平成14年7月21日生
- 住所 劉麗奈 平成17年1月26日生
- 住所 東京都世田谷区上北沢4丁目34番12—504号
アンジェラ・リー・ホール 昭和46年11月10日生
- 住所 東京都田原区洗足1丁目20番16号
鄭淑姬 昭和53年8月8日生
- 住所 岐阜市鶴島精華1丁目10番50号
劉剛 昭和44年3月16日生
- 住所 大分市若田町3丁目17番16号
崔慶蘭 昭和49年8月1日生
- 住所 東京都大田区西蒲田3丁目4番7号
鄭春陽 昭和45年5月22日生
- 住所 さいたま市桜区山久保2丁目16番1—1506号
アルベルト・ジュンイチ・サトウ 昭和48年11月25日生
- 住所 埼玉県川越市砂新田3丁目3番地66
劉紅 昭和43年9月23日生
- 住所 劉清惠 平成10年3月21日生
- 住所 千葉県中央区東千葉2丁目6番1—533号
趙南哲 昭和53年6月12日生
- 住所 李明華 昭和53年5月18日生
- 住所 趙惠婷 平成16年9月25日生
- 住所 東京都豊島区東池袋3丁目23番22—902号
劉曉鷗 昭和54年9月1日生
- 住所 李燕 昭和50年10月20日生
- 住所 劉佳沢 平成21年1月7日生
- 住所 東京都新宿区高田馬場4丁目29番4号
三ヨージ 昭和41年9月9日生
- 住所 岐阜県各務原市蘇原六軒町4丁目10番地6
セニア・アルティミアック・タムラ 昭和52年10月1日生
- 住所 長野県飯山市大字寿429番地
陳仕輝 昭和53年3月19日生
- 住所 長野県松本市大字島内1666番地830
河美知 昭和51年5月23日生
- 住所 京都市右京区西院埜町102番地
阮麗 昭和49年1月1日生
- 住所 横浜市鶴見区駒岡4丁目29番1号
馮麗 昭和36年5月20日生
- 住所 劉昇 昭和63年4月15日生

- 住所 神奈川県藤沢市箱根1丁目9番1—517号
李秀翠 昭和38年6月4日生
- 住所 江南 昭和63年1月20日生
- 住所 神奈川県藤沢市榎行団地2番7—301号
崔麗麗 昭和49年11月6日生
- 住所 川崎市川崎区南町21番地2
金正浩 昭和41年10月11日生
- 住所 行盛荘 昭和49年12月11日生
- 住所 金大河 平成12年2月16日生
- 住所 金大樹 平成13年1月8日生
- 住所 金未來 平成14年8月31日生
- 外務省告示第三五三十五号
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十一年七月一日に効力を生じ、平成二十一年七月一日以降の国際出願日を有する国際出願について適用する。ただし、46.5、66.8及び70.16の規定の修正は、国際出願日にかかわらず、平成二十一年七月一日以降に同条約第十九条又は第三十四条の規定に基づいて補正される国際出願について適用する。
(平成二十一年十二月二日付け世界的所有権機関事務局長回章)
平成二十一年六月二十二日
外務大臣 中曽根弘文
- 29.4 一 29.4を次のように改める。
知 第十四条(4)に規定する宣言を行つて意図の通知
(a) 受理官庁は、第十四条(4)に規定する宣言を行つて前に、宣言を行つて意図及び理由を出願人に通知する。出願人は、受理官庁による断定的な認定に同意しない場合には、その通知の時から二箇月以内にその旨の抗弁を提出することができる。
(b) 受理官庁は、第十一条(1)(iii)(d)又は(e)に規定する要素について第十四条(4)に規定する宣言を行つて意図を有する場合には、(a)に規定する通知において、出願人に対し、当該要素を18.4に規定する引用により含めることを20.6(a)の規定に従つて確認するよう求める。

- 20.3 (a) (i)の規定の適用上、この(b)の規定に基づいて発出した出願人に対する求めは、20.3(a)(ii)の規定に基づく求めとみなす。
- 20.3 (b)の規定は、受理官庁が国際事務局に対し、20.3(a)(ii)及び(b)(ii)並びに20.6の規定が当該受理官庁が適用する国内法令に適合しないことを20.8(a)の規定に従つて通告した場合に、適用しない。
- 46.5 二 46.5を次のように改める。
46.5 補正書の形式
(a) 出願人は、第十九条の規定に基づく補正をする場合には、最初に提出したすべての請求の範囲と差し替えるために、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければならない。
(b) 差替え用紙には、次のことを記載した書簡を添付する。
(i) 最初に提出した請求の範囲と補正により異なるものとなる請求の範囲を特定し、及び最初に提出した請求の範囲と補正後の請求の範囲との相違について注意を喚起すること。
(ii) 最初に提出した請求の範囲であつて補正により削除されたものを特定すること。
三 66.8 (a)を次のように改める。
(a) 66.8 (a)の規定が適用される場合を除くほか、出願人は、明細書又は図面を補正する場合には、補正のため、先に提出した用紙と異なる国際出願のすべての用紙について差替え用紙を提出しなければならない。差替え用紙には、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡を添付するものとし、また、当該書簡においては、補正の理由を説明することが望ましい。

- 四 66.8 (b)の次に(c)として次のように加える。
(c) 請求の範囲を補正する場合には、46.5(a)の規定に基づき提出された一式の請求の範囲は、最初に提出し、又は先に第十九条若しくは第三十四条の規定に基づいて補正したすべての請求の範囲と差し替える。
- 五 70.16 (a)を次のように改める。
(a) 70.16 (a)又は(b)の規定に基づく差替え用紙は、66.8(a)若しくは(b)の規定に基づく後の差替え用紙又は66.8(b)の規定に基づき用紙の全体を削除することになる補正書によつて差し替えられたものを除くほか、報告に附属書類として添付する。
- 六 70.16 (a)の次に(c)として次のように加える。
(a) 2) 46.5 (a)の規定に基づく差替え用紙は、66.8(a)の規定に基づき差替え用紙によつて差し替えられたもの又は取り消されたものとみなすものを除くほか、報告に附属書類として添付する。66.8(c)の規定に基づく差替え用紙は、66.8(c)の規定に基づく後の差替え用紙によつて差し替えられたものを除くほか、報告に附属書類として添付する。46.5(b)又は66.8(a)若しくは(c)の規定に基づく書簡は、報告に添付しない。
- 七 70.16 (b)を次のように改める。
(b) (a)及び(b)の規定にかかわらず、国際予備審査機関が、関連する差し替えようとし、又は取り消そうとする補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされるものと認め、かつ、報告が70.2(c)に規定する表示を含んでいるものと認める場合には、(a)及び(b)の規定により差し替えられ、又は取り消された差替え用紙も報告に附属書類として添付する。この場合には、その差し替えられ、又は取り消された差替え用紙には、実施細則が定める記入をする。